カード付帯保険のご案内

一般

三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とし、カード使用者として登録されている皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。このご案内は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読ください。

| 目次 | |
|-------------------------|----|
| 1 保険金額一覧 | 2 |
| 2 補償内容の概要 | 3 |
| 3 東京海上日動海外総合サポートデスクについて | 6 |
| 4 保険金の請求について | 9 |
| 5 Q & A | 10 |

保険の内容について

東京海上日動火災保険株式会社所定の保険約款および特約によるものです。

保険(補償)内容は予告なく変更される場合もありますので、 あらかじめご了承ください。

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 〈取扱代理店〉 エスティ保険サービス株式会社

エスティ保険 サービス (株)

20 0120-515455

受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

事故のご報告

東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスク **0120-789707** (24時間年中無休)

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。 ※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。

お問合せ先

カードに付帯している保険の種類、補償額等概要に関しては

●三菱UFJニコス、三菱UFJニコスフランチャイズ各社のカードで Mastercard® / Visa / JCBカードをお持ちの方

三菱UFJニコス コールセンター

25 0570-050535

受付時間/9:00~17:00 (無休・年末年始は休み)

アメリカン・エキスプレス®カードをお持ちの方

三菱UFJニコス コールセンター

0570-050558

受付時間/9:00~17:00 (無休・年末年始は休み)

●三菱UFJ銀行が発行する「三菱UFJ-VISA」をお持ちの方

三菱UFJニコス 東 コールセンター 大

東京 03-3462-4465 大阪 06-6532-1062

受付時間/9:00~17:00 (無休・年末年始は休み)

1 保険金額一覧

(1) 海外旅行傷害保険

補償期間…カード入会日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国した翌日から90日まで。(出国日当日も補償されます。)



日本ご出国前に「搭乗する公共交通乗用具*1」または「参加する募集型企画旅行*2」の費用を事前に本カードでお支払いいただいた場合のみ適用します。

| 補償内容 | 保険金額 (本人会員・家族会員) |
|-----------------------|---|
| 傷害による 死亡・後遺障害 | 最高 2.000 万円 |
| 傷害による治療費用 | 100万円限度 |
| 疾病による治療費用 | 100万円限度 |
| 賠償責任 | 2.000万円限度 |
| 携行品損害 (免責金額3,000円) | 1旅行につき 20 万円限度 年間 100 万円限度 |
| 救援者費用 | 100万円限度 |

* 1 公共交通乗用具とは………

対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合を除きますのでご注意ください。

- ・「運賃」の概念に該当しない決済 (例. 空港利用税のみの決済等)
- ・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済 (例. 乗り放題 きっぷ等)
- ・「当該旅行」のためではない決済(例. 通勤用定期券等)

* 2 募集型企画旅行とは………

旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

(2) ショッピング保険

本カードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。



| 保険金額 (本人会員·家族会員) | 補償期間 | 免責金額 |
|--------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 100 万円 (年間限度額) | 購入日より その日を含めて 90 日間 | 1回の事故につき 3,000 円 |

※日本国内で購入した商品は、支払方法を購入時に分割払い、リボ 払いで指定した場合対象となります。ただし、登録型リボ「楽 Pay」にご登録いただき、かつそのクレジットカードで購入した 場合は、支払方法を問わず対象となります。

海外で購入した商品は、支払方法を問わず対象となります。

D00052_一般 2/10

2 補償内容の概要

1. 海外旅行傷害保険(利用付帯)

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険(株)所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(P.1 に記載)までお問い合わせください。

重要 補償期間とは

海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、1回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて90日間です。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

| | 会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。 | | | | |
|-----|-----------------------------------|--|---|--|--|
| 補償 | 項目 | 保険金をお支払いする主な場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払いしない主な場合 | |
| | 傷害死亡 | 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) | 傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。 注 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。 | たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の 故意または重大な過失。 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運 転中に生じた事故によるケガ。 ・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、 | |
| 傷害 | 傷害後遺障害 | 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 | (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 注 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | 流産、不妊症によるケガ。 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、 放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚初 見のないもの。 ・補償期間開始前、終了後に発生したケガ。 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使 | |
| | 治療費用 | 補償期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 | 1回のケガ、病気につき、下記の費用で実際に支出した治療費等のうち、東京海上日動火災保険(株)が社会通念上妥当と認めた金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) | ・ビッケル・ディ ピン寺の豆山田具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ活動中のケガ。など | |
| 疾 病 | 療費 | ①補償期間開始後に発病した病気により、補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限ります。) ②補償期間中に感染した特定の感染症により、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症・三類感染症・三類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。また、保険の対治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 | 師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のために必要となったる。国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入いては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要ななや負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払い | たとえば ・保険の対象となる方や保険金受取人の 故意または重大な過失。 ・けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、 放射線照射、放射能汚染。 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚所 見のないもの。 ・妊娠、出産、早産または流産が原因の 病気、不妊症。 ・歯科疾病。 ・補償期間開始前に発病した病気(既往症)。 ・アイゼン・ピッケル等の登山用具を使 用する山岳登はん中の高山病。 ・日本国外においてカイロプラクティック、鍼または灸の施術者による治療を 必要とした場合に支出した費用。 ・レーシック手術。 | |

D00052_一般 3/10

補償項目 保険金をお支払いしない主な場合 保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金 補償期間中の偶然な事故により他人にケ 1回の事故につき、賠償責任保険金額を たとえば ガをさせたり、他人の財物に損害を与え 限度として損害賠賞金をお支払いします。 ・保険の対象となる方の故意。 て、法律上の損害賠償責任を負った場合 また、損害の発生または拡大を防止する ・戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、 注次に掲げる損害を含みます。 ために必要・有益な費用、東京海上日動 放射線照射、放射能汚染。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の 火災保険(株)の同意を得て支出した訴 ・汚染物質に起因する賠償責任。 動産(客室外におけるセイフティボッ 訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金 ・罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する クスおよび客室のキーを含みます。)に をお支払いできる場合があります。 賠償責任。 賠償責任 注 賠償金額の決定の際には、事前に東 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 与えた損害 ・レンタル会社より保険の対象となる方 京海上日動火災保険(株)の承認を ・親族に対する賠償責任。 が直接借用した旅行用品、生活用品に 必要とします。 ・船舶(ヨット、水上オートバイを除き 与えた損害 ます。)・車両(レンタカーを含みます。 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内 なお、ゴルフ場の乗用カート、レジャー の動産に与えた損害(ただし、建物ま 目的で使用中のスノーモービル等を除 たはマンションの戸室全体を賃借して きます。)、銃器(空気銃を除きます。) いる場合を除きます。) の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ・受託品に関する賠償責任。 など 1回の事故につき、携行品1個、1組また たとえば 補償期間中に携行品が盗難・破損・火災 は1対あたり10万円を限度とし、損害額 等の偶然な事故にあって損害を受けた場 ・保険の対象となる方や保険金受取人の 合 をお支払いします。(損害額とは修理費、 故意または重大な過失。 注 保険の対象となる方が所有または海 または時価額のいずれか低い方をいいま ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火 す。) 災消防・避難処置、空港等の安全確認 外旅行開始前にその旅行のために他 人から無償で借り、かつ携行するカ ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 検査での錠の破壊を除きます)。 メラ、カバン、衣類等の身の回り品 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運 ※旅券については、1回の保険事故につ (この旅行の有無にかかわらず業務の いて5万円を限度とします。 転中に生じた事故による損害。 目的で借りているものを除きます。) ※お支払いする保険金は、補償期間を通 ・戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、 をいいます。現金・小切手・クレジッ じて携行品損害保険金額が限度となり 放射線照射、放射能汚染。 トカード・プリペイドカード・電子 ます。ただし、盗難・強盗および航空 ・保険の対象となるものが通常有する性 携行品損害 マネー・商品券・定期券・義歯・コ 会社等に預けた手荷物の不着による損 質や性能の欠如、または自然の消耗、 ンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・ 害に対する限度額は保険期間を通じて さび、変色、虫食い。 証書・帳簿等の書類・データ、ソフ 30万円となる場合があります。 ・携行品の置き忘れまたは紛失(置き忘 トウエア等の無体物・サーフィン等 注1 1回の事故ごとに損害額のうち れまたは紛失後の盗難を含みます。)。 の運動を行うための用具またはこれ 3,000円(免責金額)は自己負担し ・単なる外観の損傷で機能に支障をきた らの付属品等は含みません。また、 ていただきます。 さない損害。 仕事のためだけに使用するもの・居 ・ウィンドサーフィン・サーフィンその 損害額-3,000円(免責金額) 住施設内(一戸建住宅の場合はその 他これらに類する運動を行うための用 注2 保険金の請求は原則日本のみで受け 敷地内・集合住宅の場合は保険の対 具又はその付属品の損害。 付け、日本にて円貨でお支払いしま 象となる方が居住している戸室内) ・アイゼン・ピッケル等の登山用具を使 す。事故および損害額の証明書類を 用する山岳登はん、ハンググライダー にある間および別送品は含まれませ 必ずお持ち帰りください。 搭乗等の危険な運動を行っている間に 生じた用具の損害。 など ①補償期間中の急激かつ偶然な外来の事 保険の対象となる方および親族(6親等 たとえば 故によるケガにより、事故の日からそ 以内の血族、配偶者または3親等以内の ・保険の対象となる方や保険金受取人の 故意または重大な過失。 の日を含めて180日以内に死亡された 姻族をいいます。) の方が実際に支出した 下記の費用で東京海上日動火災保険(株) ・けんかや自殺(死亡された場合を除き 場合(事故により直ちに死亡された場 合を含みます。) が社会通念上妥当と認めた費用を補償期 ます。)、犯罪行為を行うこと。 ・戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、 ②補償期間中の急激かつ偶然な外来の事 間を通じて、保険金額を限度としてお支 故によるケガや補償期間中に発病した 払いします。 放射線照射、放射能汚染。 病気により、3日以上続けて入院され ①捜索救助費用 ・むちうち症または腰痛で医療的他覚初 た場合(病気の場合は、旅行中に医師 見のないもの。 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の 救援者費用 の治療を開始したときに限ります。) ・妊娠、出産、早産または流産が原因の 交通費(救援者3名分まで) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因 ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3 病気、不妊症による入院。 で補償期間中に死亡された場合 名分かつ救援者1名につき14日分まで) ・歯科疾病による入院。 ・無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運 ④補償期間中に発病した病気により、旅 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 行中に医師の治療を開始し、補償期間 (合計で20万円まで) 転中に生じた事故による入院。 など 終了日からその日を含めて30日以内に ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた 死亡された場合 金額、負担することを予定していた金 ⑤補償期間中に乗っている航空機・船舶 額、傷害治療費用または疾病治療費用 が遭難した場合、急激かつ偶然な外来 で支払われるべき金額は差し引きま の事故により生死が確認できない場合、 警察等の公的機関によって緊急捜索・ ⑥遺体処理費用(100万円まで) 救助活動が必要な状態と確認された場 など 合

D00052_一般 4/10

2. ショッピング保険

以下内容は補償の概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、東京海上日動火災保険(株)所定の保険約款および特約に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(P.1 に記載)までお問い合わせください。

※日本国内で購入した商品は、支払方法を購入時に分割払い、リボ払いで指定した場合対象となります。ただし、登録型リボ「楽Pay」にご登録いただき、かつそのクレジットカードで購入した場合は、支払方法を問わず対象となります。海外で購入した商品は、支払方法を問わず対象となります。

| 保険金をお支払い する主な場合 | 保険の対象になる方が、本カードにて商品を購入し、購入日よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有している方。 | | |
|--------------------|---|--|--|
| お支払いする保険金 | 保険の対象になる方1名あたりの年間限度額を上限に、本カードのご利用額(修理が可能な場合は損害品のカードご利用額を限度とした修理金額)から、免責金額3,000円を控除した金額を限度にお支払いします。 | | |
| 次のような原因により生じた損害。 | | | |
| 補償の対象外とする主な商品 | ①不動産 ②船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます。)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ③原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物 ⑤小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット ⑦食料品 ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずる物 ⑨ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人へりおよびこれらの付属品 ⑩ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ⑪携帯式電子機器(移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品) | | |

D00052_一般 5/10

3 東京海上日動海外総合サポートデスクについて

1.「東京海上日動海外総合サポートデスク」とは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」は、東京海上日動火 災保険株式会社の海外旅行傷害保険に付帯されているサービス であり、本カード会員は海外旅行傷害保険の保険の対象となる 方として、このサービスが受けられます。

海外旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルにより、 保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任ス タッフが各種相談に日本語にて対応いたします。

東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社が24時間年中無休体制で全世界からのお電話を東京で受付しています。(ご連絡先はP.7の一覧表をご参照ください。)

2.「東京海上日動海外総合サポートデスク」 のサービス内容

お客様からのニーズ・トラブルの種類に応じて、各種業者を起用し、次のようなサービスを提供しています。

| 市し、人のようなり、これを提供しているす。 | | |
|---|---|--|
| 項目 | サービス内容 | |
| 救急病院の紹介・ 手配 | 救急処置ができる病院や医師を紹介いたします。必要に応じ、診察の予約や入院のお 手伝いもいたします。 | |
| 転院の手配 | 救急病院で適切な治療が受けられない場合 は、医療設備の整った病院や専門医のいる 病院へ転院の手配をいたします。 | |
| 交通機関の手配 | 緊急移送や転院に必要な交通機関を、病状 や交通事情に応じて手配いたします。救急 飛行機(医療設備付)・ヘリコプター・救急 車・定期便飛行機等の手配もいたします。 | |
| 付添医師・看護師 の手配 | 緊急移送や転院のために被保険者を移送する時、必要に応じて付添の医師・看護師を 手配いたします。 | |
| 救援者に対する 援助 | 被保険者の救援に向かわれるご家族の航空 便等の予約、宿泊ホテルの手配、捜索救助 機関の紹介・手配をいたします。(死亡また は継続して3日以上入院等一定の条件を満 たした場合に限ります。) | |
| 医療機関への キャッシュレス・ メディカル・ サービスの手配 | 病院等医療機関への支払保証の交渉をいたします。(カード会員資格確認をする必要があるため、お時間を要する場合がございます。)原則、出国日が確認できる書類(パスポートコピーや航空券のチケット、E-チケット等)のご送付をお願いしています。ご提供いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。地域・病院によってはキャッシュレス・メディカル・サービスが受けられない場合があります。 | |
| その他のサービス | 上記の他、盗難事故や賠償事故等について も各種ご相談に応じます。 | |

・ご契約の海外旅行傷害保険でお支払対象にならない場合や戦争等 の理由により安全性が確保できない地域、通信・交通手段が確保 されていない地域では、サービスの提供をお断りすることがあり ます。

- ・サービスのご利用の際には、下記のご連絡事項を確認させていた だきます。カード会員資格確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了解ください。
- ・カード会員資格の確認が取れない場合や、日本出国日の確認ができる書類をご送付いただけない場合は、サービスのご提供をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・出国日が確認できる書類 (パスポートや航空券のチケット、Eチケット等) の写しをお送りいただく場合がございます。
 - ①氏名・性別・生年月日
 - ②本カード会員番号(上6桁・下4桁)・登録住所・登録電話 番号
 - ③緊急事態の詳細・疾病傷害の状況
 - ④現地連絡先・電話番号
 - ⑤その他「東京海上日動海外総合サポートデスク」担当者の 求める情報

D00052_一般 6/10

3. 東京海上日動海外 総合サポートデスク

24時間

日本語対応

下表に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております。

■北米

| 滞在地 | 電話番号 |
|------------------------|----------------|
| アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く) | 1-800-446-5571 |
| カナダ | 1-800-665-6779 |
| バミューダ諸島 | 1-800-623-0164 |
| ハワイ | 1-800-446-5571 |
| グアム | 1-888-841-7905 |
| サイパン | 1-866-666-5127 |

■ 中南米

| 滞在地 | 電話番号 |
|-----|---------------|
| チリ | 1230-020-2474 |

■ヨーロッパ

| 滞在地 | 電話番号 |
|---------|------------------|
| アイルランド | 1-800-55-8166 |
| イギリス | 0800-028-6560 |
| イタリア | 800-8-70715 |
| オーストリア | 0800-281-284 |
| オランダ | 0800-022-5777 |
| ギリシャ | 00-800-8113-0008 |
| スイス | 0800-55-5692 |
| スウェーデン | 020-791-027 |
| スペイン | 9009981-64 |
| デンマーク | 8001-0516 |
| ドイツ | 0800-1-81-1391 |
| ハンガリー | 06-800-11886 |
| フィンランド | 0800-1-181-33 |
| フランス | 0800-909634 |
| ベルギー | 0800-1-8115 |
| ポルトガル | 800-8-81-127 |
| ルクセンブルク | 8002-2863 |
| ロシア | 810-800-20041081 |
| | • |

■ アジア

| 滞在地 | 電話番号 |
|----------|-----------------|
| アラブ首長国連邦 | 800-081-0-0065 |
| イスラエル | 1-80-947-8001 |
| インドネシア | 001-803-81-0154 |

| 滞在地 | 電話番号 |
|--------|------------------|
| 韓国 | 00798-81-1-0068 |
| シンガポール | 800-811-0423 |
| タイ | 001-800-811-0215 |
| 中国 | 4001-202989 |
| トルコ | 00-800-8191-9166 |
| フィリピン | 1-800-1-811-0177 |
| 香港 | 800-96-6933 |
| マカオ | 0800-449 |
| 台湾 | 0080-181-2233 |
| マレーシア | 1800-80-3072 |

■ オセアニア

| 滞在地 | 電話番号 |
|----------|---------------|
| オーストラリア | 1-800-146-401 |
| ニュージーランド | 0800-44-8461 |

■アフリカ

| 滞在地 | 電話番号 |
|----------|--------------|
| 南アフリカ共和国 | 0800-98-3595 |

電話番号は最新のものを掲載しておりますが、変更する場合がございますので出発前にご確認ください。電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、以下の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または、P.8 に記載の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

- ●ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。
- ●公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注 意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。
- ●お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- ●東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際 通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
 - 1. 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 - 2. 現地の市内通話料金
 - 3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の国/地域から、あるいは上記ダイヤルでつながらない場合は、ダイヤル直通または国際コレクトコールにて

東京海上日動海外総合サポートデスク (81)-3-6758-2460 へご連絡ください。

D00052_一般 7/10

4. 『東京海上日動海外総合サポートデスク』 LINE 無料通話*1のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問合せいただけます。



https://www.intacnet.co.jp/line/card/

◎ 車音当トインターナショナルフシ/スタン/ス

LINE無料通話でのご連絡方法

■ご注意事項

ットカード付帯海外旅行保険ご利用者様

・上記のボタンを押し、メッセージに従い「発信」を押してください。発信と同時に友だち追加されます。
・LINEアプリからの発信はできません。こちらのウェブページからご利用ください。

■ご注意時期
・パケット運輸機はお客様のご負担となります。WiFi環境で
利用されることをお助めいたします。
・東京海上日勤場外総合サポートデスクからお客様のUNEア
ブリハの傾信はできません。野り返し電話を考望される場合
は、お客様が利用的な冷華たの電話参号へご提修します。
・LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけま

お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合か

日本から持っていく携帯電話でフリーダイ net.co.jp/line/card/ヤルにかけると、国際ローミング料金が発生することがありますが、LINE無料通話*1の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問合せいただけます。

*1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが 起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

○LINE無料通話でのご連絡方法○

- 1. 上記二次元バーコードから専用 $\forall A \cap A^2$ にアクセスします。
- 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
- メッセージにしたがい「発信」 ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動 海外総合サポートデスクにつながります。
- *2 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。

※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

※LINEおよびLINEロゴはLINEヤフー株式会社の登録商標です。

《ご注意点》

- ・パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへ の発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が 利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- ・LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問合せは、東京海上日動三菱 UFJカード事故受付デスク(0120-789707)をご利用ください。

5. 国際コレクトコール(料金受信人払い)でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局のオペレーターを呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申込みをしてください。

コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現 地語または英語で依頼することが必要です。

現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定した上で

東京海上日動海外総合サポートデスク (81)-3-6758-2460 へご連絡ください。

D00052_一般 8/10

4 保険金の請求について

1. 保険金請求に必要な書類

(1) 海外旅行傷害保険

| 保険金種類保険金請求書類 | 傷害死亡 | 後遺障害 | 治療費用 | 救援者費用 | 携行品損害 | 賠償責任 |
|---|------|------|------|-------|-------|------|
| 医師の診断書 | | | 0 | | | 0 |
| 治療費の明細書・領収書 | | | 0 | | | 0 |
| 死亡診断書または死体検 案書 | 0 | | | | | |
| 事故証明書(公の機関の もの。やむを得ない場合 第三者のもの。) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出を証明する書類 | | | 0 | 0 | | |
| 示談書 | | | | | | 0 |
| 示談金領収書 | | | | | | 0 |
| 損害額を立証する書類 | | | | | | 0 |
| 購入時の領収書 | | | | | 0 | |
| 修理見積書または領収書 | | | | | 0 | |
| 損害品の写真 | | | | | 0 | |
| 除籍謄本 | 0 | | | | | |
| 委任状・戸籍謄本 | 0 | | | | | |
| 同意書 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 後遺障害診断書 | | 0 | | | | |
| パスポートコピー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保険金請求書類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の関係書類 (詳しくは保険会社よりご 案内させていただきます。) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- ※○印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要になる 書類です。
- ※治療費用については、請求額が30万円以下の場合、診断書は不要です。(30万円以下のご請求であっても、ご請求内容により診断書のご提出を求める場合がございます。)
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。 (ただし、海外旅行傷害保険のご請求で東京海上日動に提出用の 診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご 提出ください。)

(2) ショッピング保険

| 事故の形態 保険金請求書類 | 盗難事故 | 火災 事故 | 破損事故 | その他事故 |
|---|------|----------|------|-------|
| 保険金請求書 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 罹災証明書または 盗難届 ^(注1) | 0 | 0 | (注2) | (注2) |
| 修理見積書または領収書 | | 0 | 0 | 0 |
| 売上伝票(お客様控) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 写真 | | 0 | 0 | 0 |
| その他の関係書類 (詳しくは保険会社よりご 案内させていただきます。) | 0 | 0 | 0 | 0 |

- (注1) 受理番号をご確認ください。
- (注2) 全損の場合は原則現物をご提示いただきます。 破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく 事がございます。
- ※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる 書類です。

2. 事故時のご連絡先

事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

事故受付先

東京海上日動三菱 UFJカード事故受付デスク **200 0120-789707** (24 時間年中無休)

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。 ※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。

D00052_一般 9/10

Q1 家族会員(カード保有者)も保険の対象になりますか? 対象です。本人会員と同じ内容の保険を付帯しております。

Q2 海外旅行だけでなく、海外留学や海外出張の場合でも補償されますか?

補償します。

Q3 海外留学などで、旅行期間が90日間を超える場合でも、補償 されますか?

90日間は補償されますが、91日目からは補償されません。

Q4 訪問予定国では入国時に英文の海外旅行保険加入証明書が必要といわれました。どうしたらよいですか?

発行いたします。(発行までに7~10日程度いただきます。) 東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスクへご連絡ください。

東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスク

○0120-789707 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

②5 出張のために会社から貸与されたパソコンが破損した場合、保険の対象ですか?

業務の目的で借りたものは対象外です。ただし、旅行行程開始前にその旅行のためにご自身が他人から無償で借りたものであれば対象です。

②6 海外旅行中にスーツケースが破損したのですが、どうすればよいですか?

海外旅行傷害保険(携行品損害)の補償の対象となる場合があります。 詳細は、東京海上日動三菱UFJカード事故受付デスクへご連絡ください。

○7 虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか?

歯科疾病(虫歯・歯槽膿漏など)の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療(義歯の修理は対象外)では対象とする場合もあります。

○8 スキューバダイビング中の傷害事故は保険の対象ですか?

約款上に定める危険なスポーツには該当しないため、治療費は対象です。 (危険なスポーツの主な例:ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山 岳登はん、スカイダイビング) ○9 レンタカー運転中の傷害事故は保険の対象ですか?

本カード会員ご自身の治療費用は対象です。(運転資格を持たない場合や酒気帯び運転などは対象外)

ただし、車および他人の方に与えた損害は対象としません。

②10 宅配で荷物やお土産品などを送付した場合、その間の盗難や破損は保険の対象ですか? **適**⑤

別送品の損害は対象としません。

傷害死亡・後遺障害保険金については、他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金をお支払いします。その他の保険金については、本カードとの合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

Q12 他に任意の保険契約に加入している場合、各保険から保険金が支払われますか? **週**国 S

傷害死亡・後遺障害保険金は、クレジットカード付帯保険のお支払金額と、 任意加入保険のお支払い金額の合算金額とします。

その他の保険金については、本カードとの合算金額を保険金額とします。 (ただし、実際の損害額を上限とします。)

Q13 レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか?

対象としません。商品を本カードで購入した時のみ保険の対象とします。

Q14 本カードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか?

本カードで購入した商品に対して補償するため、対象とします。

Q15 年間限度額は本人会員、家族会員合算の金額ですか? ⑤ 合算ではありません。本人会員、家族会員それぞれ限度額まで補償されます

D00052_一般 10/10

海